

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和5年2月6日 08時30分ごろ
発生場所	境港第1区 境港防波堤灯台から真方位258.5° 1.22海里（M）付近 （概位 北緯35° 32.9′ 東経133° 14.9′）
事故の概要	漁船第十七輪島丸は、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和5年2月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十七輪島丸、260トン
船舶番号、船舶所有者等	140335、輪島漁生株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 球状船首に凹損を伴う擦過傷 岸壁 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 東流約0.7ノット （kn）（境港境水道第6号灯浮標付近（本事故発生場所の北北 東約300m沖）の値）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、漁獲物を荷揚げする目的で、船長が手動操舵により操船し、境港第1区の荷揚岸壁（以下「本件岸壁」という。）に向けて西南西進していた。</p> <p>船長は、本件岸壁に着岸する前、本件岸壁沖の潮流の速度が気になり、船舶所有会社の職員に聞いたところ、「速くない」との回答だったので、ふだんどおりの操船方法で着岸できると思っていた。</p> <p>船長は、入港後徐々に速力を減じて約2knの対地速力とし、ふだんどおり、本件岸壁北方沖約140mに至ったところで本件岸壁に右舷着けするために左舵一杯を取り、同時にバウスラストを使用して左回頭を始めた。</p> <p>本船は、右方から潮流を受けるようになり、船長が本件岸壁を見ながら左回頭していたところ、予想より潮流が速く、左方に圧流されて左回頭しきれず、本件岸壁が目前に迫ったので、機関を後進にかけたものの、約1knの対地速力で、本船の船首が本件岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、本件岸壁に約10回着岸した経験があった。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
分析	本船は、本件岸壁沖に約0.7knの東流がある状況下、西南西進して本件岸壁に着岸作業中、船長が、本件岸壁の約140m沖で左回頭

	<p>を始めたことから、予想よりも速い潮流に圧流されて左回頭しきれず、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件岸壁に着岸する前、本件岸壁沖の潮流が速くないと聞いていたことから、ふだんどおりの操船方法で着岸できると考えたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本件岸壁沖に約0.7knの東流がある状況下、本船が西南西進して本件岸壁に着岸作業中、船長が、本件岸壁の約140m沖で左回頭を始めたため、予想よりも速い潮流に圧流されて左回頭しきれず、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、着岸作業に潮流の影響を受ける場合、事前に潮流の方向及び速度を把握し、潮流による圧流の影響を考慮して、着岸岸壁への進入距離を長くし、着岸態勢を整えてから着岸すること。

付図1 事故発生経過概略図

